

平成28年度 第2回浜松市要保護児童対策地域協議会(代表者会議) 議事録

1 開催日時 平成29年2月23日(木) 午前10時00分から午後0時10分

2 開催場所 浜松市役所本館 8階 802会議室

3 出席状況 ※敬称略

- <専門委員> 浜松市警察部 大森
静岡県弁護士会浜松支部 鈴木 敏弘
11名 浜松市人権擁護委員連絡協議会 石貝
浜松市歯科医師会 浅井
浜松市薬剤師会 澤井
浜松市助産師会 齋藤 由美
浜松市民生委員児童委員協議会 稲田
浜松民間保育園園長会 佐藤
浜松市社会福祉施設協議会児童・障害部会
(障害児入所施設等) 松本
浜松市里親会 石黒
浜松市児童家庭支援センター 村瀬
- <関係機関> こども家庭部 伊熊、児童相談所 鈴木 勝、齋藤 弘泰
16名 次世代育成課 安間、幼児教育・保育課 山本、
健康増進課 小橋、障害保健福祉課 久野(代理:岡野)、
精神保健福祉センター 二宮(代理:鈴木多美)、
学校教育部指導課 梅林(代理:渡辺)、
中区社会福祉課 中村 秀夫、東区社会福祉課 中野、
西区社会福祉課 渥美、南区社会福祉課 望月、
北区社会福祉課 久米、浜北区社会福祉課 木俣、
天竜区社会福祉課 中村 武仁
- <事務局> 中村 本子、平野、門奈、稲葉、生田、田中、大羽
7名

4 議事内容

- (1) 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(第12次報告)について
①第12次報告の概要について 資料1、2
②浜松市における妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援の取組みについて 資料3、3-①
- (2) 平成28年度上半期浜松市要保護児童対策地域協議会活動状況について 資料4
- (3) 平成28年度はままつオレンジリボン運動活動報告について 資料5
- (4) 各機関の取組み状況及び連携する上での課題・要望について

5 議事録

次第1 開会

事務局 本日は忙しい中お集まりいただき感謝する。ただ今より、平成28年度浜松市要保護児童対策地域協議会第2回代表者会議を開催する。

本日は専門委員16名中、11名が出席している。浜松市要保護児童対策地域協議会設置要綱第6条第2項に基づき、委員の過半数の出席により会議は成立していることを報告する。

次第2 こども家庭部長挨拶

事務局 開会にあたり、本会の会長である伊熊こども家庭部長から挨拶申し上げる。

会長 こども家庭部長の伊熊です。本日は、会長を務めさせてもらう。本委員には、日ごろから「要保護児童の適切な保護」と、「要支援児童及び特定妊婦への適切な支援」を図るため尽力いただき感謝する。

平成28年6月3日に公布された「児童福祉法の一部を改正する法律」により、児童虐待の発生予防から自立支援までの一連の対策について、更なる強化を図ることが示された。要保護児童対策地域協議会についても、一層の機能強化が期待される改正内容となっており、本市の協議会についても、委員の協力をいただきながら、これまで以上の連携や支援体制を築いていきたいと考えている。

この後、「浜松市における児童相談対応の状況」や「要保護児童対策地域協議会の活動状況」についての報告等があるので、委員からの意見や、連携強化に向けた提案等をいただければ幸いである。

次第3 構成機関紹介

事務局 構成機関である専門委員、市関係機関の紹介に移る。専門委員、市関係機関については、手元の名簿を参照願う。ここから先は議事に移るので、会長に進行をお願いする。

次第4 議事

会長 会議に先立ち、会議の公開に関して委員に諮る。今回は、公開として傍聴の入室を許可したいが、いかがか。

各委員 異議なし。

会長 傍聴の入室を許可する。
(傍聴人入室)

会長 それでは議事に移る。本日の議題は、次第4のとおり4項目である。

議事(1)

会長 議事(1)「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」①第12次報告の概要について、及び②浜松市における妊娠期から支援を必要とする養育者の早期把握と切れ目ない支援の取組みについて事務局から報告願う。

事務局 (1) ①は資料1、2に沿って、②は資料3、3-①に沿って説明する。

質疑応答

- 会長 先ほどの事務局の説明に対し、質問はあるか。
- 石黒委員 望まない妊娠で、医療機関に行かない人や児童虐待を把握するにあたって、公共機関では把握しきれないと思われるので、民間に協力を仰ぐのはどうか。例えば、新聞の集金や宅配事業者等と共同し、把握に努める等、考えられる。
- 健康増進課 直接の例ではないが、妊娠SOSではメール相談を開始し、その中で2事例、望まない妊娠等で相談があった。すぐに行政機関へつなごうとすると、支援が途切れる可能性もあったため、少しずつやりとりしながら、児童相談所や社会福祉課と連携し、受診・出産につながったケースもある。民間からも情報提供してもらえれば、保健事業の中で関わることも可能かと思う。
- 会長 民間からの協力も検討していきたい。
- 松本委員 早い時期から、漏れが少なくなるよう体制整備がされつつある。しかし、拒否してつながらない人、メールもしない人もいる。こんにちは赤ちゃん訪問事業の未実施2%程度に、どうアプローチしているか、どのように把握しているのかについて確認したい。
- 健康増進課 こんにちは赤ちゃん訪問事業は、出産4か月後という国基準があるため、訪問できない未熟児や、すでに日本にいない外国人家庭を含む。また、第2、3子目で断る人もいるが、他の予防接種等の機会把握している。そのため、こんにちは赤ちゃん訪問事業だけでは2%程度未実施だが、全体の事業を通じ、全員を把握している。

議事(2)

- 会長 次に議事(2)平成28年度上半期浜松市要保護児童対策地域協議会活動状況について、事務局から説明願う。
- 事務局 資料4に沿って説明する。
- 会長 引き続き、実務者会議の事務局である社会福祉課から、課題等の報告を願う。
- 中区社会福祉課 発達障害等がある児童への通告や支援の在り方について、意見が出た。通告元の機関が通告をためらうケースもあり、通告への理解が必要だ。また、発達障害等がある児童への支援の面でも、児童発達支援事業所等との連携強化が大切であるという意見が出た。
- 東区社会福祉課 医療機関との情報共有に関する話をした。要保護児童対策地域協議会の進行管理ケースにつき、情報提供に関する保護者同意なし等の場合でも、要支援児童の情報共有の努力義務に関する通知が出される等、同意なくても違法ではないので、社会福祉課へ情報提供していただくよう周知していきたい。
- 西区社会福祉課 参加機関が自機関のメンバーに具体例を周知していくことで、情報共有を図り、各機関の連携を強化していきたい。
- 南区社会福祉課 南区の特徴として、要保護家庭が多い、10代での妊娠の問題等がある。そこで課題として、一点目、各期間の末端への情報提供、啓発活動、二点目、心配な家庭が多いのかの分析、三点目、低年齢出産で養育できないケースがあるため、幼少期からの性教育が必要、という3点が挙げられた。
- 北区社会福祉課 医療機関からの更なる情報提供を求める意見があった。0歳児死亡事例では、不登校等で性教育が伝わらない。そのため、妊娠SOS等を周知するため、

携帯電話で妊娠SOSの広告が出るような仕組みが必要だ。また、高校生のこどもをもつ親への妊娠スクールの提案があった。さらに、私立幼稚園では実施済だが、園や学校等への全保護者への通告の周知の更なる周知を求める意見もあった。浜北区社会福祉課 医療機関からの更なる情報提供を求める意見があった。心中による死亡事例では、その動機に保護者の精神的疾患の割合が高いため、保護者の精神疾患等の情報につき、医療機関から行政への情報提供があるとよい。

天竜区社会福祉課 機関同士の情報共有のおしつけあいにならないように、連携してケース支援をしていく必要があるという意見があった。

会長 最初に、実務者会議からの課題の全体を通して、課題が3点になると思う。

一点目は、産婦人科や小児科、保護者の治療機関などの医療機関や関係機関とより一層の連携強化のための体制づくり。

二点目は、発達の課題がある子どもたちの支援をする上で、利用頻度の高い児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害福祉サービスを行っている事業所との連携強化のための体制づくり。

三点目は、児童虐待の発生予防のために、早い段階から、命の大切さを含めた性教育などの取組みの重要性について。

まず、一点目の医療機関や関係機関とのより一層の連携強化について、事務局から意見を願う。

事務局 医療機関を含め、連携推進の体制作りをしていく必要があり、本会議の委員にも今後、協力を願いたい。

会長 二点目の障害福祉サービスを行っている事業所との連携強化のための体制づくりについて、障害保健福祉課から、現状についての報告と提案があれば報告願う。障害保健福祉課 障害福祉の事業所の指定基準として、障害児の権利擁護や虐待防止のための責任者の設置や体制整備に努めることを定めている。また、職員への研修や事例を通して通告先を周知していくようになっており、事業者内でも虐待防止の取組みをしている。さらに、事業ごとの全体会議等でも通告先等の研修を行い、周知啓発に努めている。市の取組としては、虐待防止の研修会を実施している。

松本委員 市も含め、定期的に連絡会を開くことで、障害児の事業所のネットワークを構築しつつある。ただ、社会福祉課と児童相談所の役割の違いが不明確なので、より見える化、フロー化していくと事業所等でスムーズに対応できる。

事業所から通告すると、保護者が事業所に拒否的になるため、保護者への通告の周知をすることが、保護者と子どもを守ることになるので、大切である。

もう1点、児童相談所が訪問して、保護者がショックを受けることがある。そのフォローをする体制整備をする必要もある。

会長 三点目の児童虐待の発生予防のための取組みについては、早い段階からの性教育などの取組みについて教育委員会から、現状についての報告を願う。

教育委員会 小学校からの性教育に関する取組について報告する。学習指導要領では、保健・体育の授業で性教育を扱うようになる。小学校3、4年生で体の発達・発育を理解できるようにし、小学校5、6年生で心の発達・不安への理解・対処について学ぶ。また、体を大切にすることということで、喫煙や飲酒に伴う健康への影響について扱う。授業以外では、性教育・性感染症等の講演会は、浜松市内の小学校

76%が実施している。

会長 実際には若年妊婦や思春期教育に関っている、齋藤委員から意見や提案を願う。

齋藤委員 若年妊娠をする子の中には、高校に来ていない場合や不登校の場合がある。そのため、性教育を低年齢化することで、隙間をなくしたい。ただし、現状として低年齢で性教育をしているが、セックスのことまで踏み込んではいない。しかし、小学校5年生での妊娠もある。義務教育なので、大多数の子どもは若年妊娠に該当しないが、要保護児童対策地域協議会での管理ケースとなるような一握りの子どもたちが、若年妊娠した時に生じる問題は大きい。問題の大きさを考えると、子どもの変化に気付けるよう、保護者への教育も考えられる。

会長 貴重な意見に感謝する。3点の課題について、それぞれの立場から意見をいただいたが、その他に質問や意見、提案があれば願います。

質疑応答

稲田委員 四点質問又は意見がある。

一点目、南区は対象家庭が多いはずだが、個別ケース検討会議が少ない理由は何かか。

二点目、松本委員の意見に対する参考として、児童相談所等への通告元の問題は、一番差しさわりのない機関がするのがいいと思う。その点、民生委員児童委員は支援に支障がないよう、場合によっては学校等の児童の所属先と調整して、民生委員児童委員が通告する場合もある。また、フォローも、民生委員児童委員に任せていただければ対応できる。

三点目、連携のためには情報共有がいる。法改正を追い風に、情報共有の仕組みをしっかり作ってもらいたい。

四点目、死亡事例は出産直後のケースが多い。母子健康手帳交付から、出産までの間の取組を充実していく必要がある。

南区社会福祉課 資料46ページの個別ケース検討会議の件数報告では、実件数が21件ある。全区共通だが、週1回の受理会議で、まとめて複数件のケースを扱っている。そのため、開催回数は少ないが、実件数は他区と比べて遜色はない。

稲田委員 計上の基準が違うのではないか。

南区社会福祉課 1ケースに1回開催ではなく、1回で複数ケース扱う場合もある。緊急性を有するものは、1ケース1回開催で是正していく。

村瀬委員 生活保護受給率やひとり親の率、就学援助率等の他の数字も提示し、要保護児童対策地域協議会の件数に意味を持たせる必要がある。ただ、管理ケースの実件数は最新の平成24年度の全国調査では、児童人口1,000人あたり9.11人が進行管理ケースであり、浜松市8.4人が決して高いとは言えず、発掘が進んでいないように思われる。母子保健のハイリスクケースにおいても、11%程度が全国値と比較した分析が必要だ。また、延べ件数ではなく実件数で比較した方がよい。

会長 検討していきたい。

議事(3)

会長 次に議事(3)平成28年度はままつオレンジリボン運動活動報告について、資

料5を一読願う。

議事(4)

会長 議事(4)各委員から各機関の取組み状況の報告や連携する上での課題や要望についての意見を願う。また、資料等の提供があれば、あわせて紹介願う。

報告・意見

石貝委員 平成28年4月にオレンジリボン運動に加入し、本協議会の研修や人権教室で虐待防止の周知啓発をしている。また、映画上映や福祉施設職員への人権教室でも年4回実施し、オレンジリボンを示してPRしている。

大森委員 平成27年、県内の児童虐待件数は過去最多となった。対策はとっているが、件数が多く、浜松市も増加していると思われる。要因は、市民の関心が高まったこと、警察と児童相談所との連携協定を12月に結んだこと、事前照会で虐待ボードーの共有が可能になったことで件数が増えたと考えられる。発生自体の件数が増えたというよりも、情報交換によって件数が増えている面があり、他市と比べるとかなり情報共有できている。県内の虐待種別は、最多が心理的虐待、2番目は身体的虐待である。年齢は、未就学から小学生が多くなった。通告元は家族からが全体の25%で一番高かった。また、加害者は実母が約80%であった。浜松は警察との情報交換がしっかりできているため、警察が出たらすぐ事件化というわけでないので、相談してほしい。

鈴木敏弘委員 弁護士会でも、浜松市児童相談所と月1回の法務相談を行い、連携がとれている。そのような体制を、県下に広げようと、県・静岡市の児童相談所と協議し、浜松市児童相談所と同様の連携をする予定だ。

佐藤委員 保育園・こども園側は、連携強化で啓発をしているが、児童相談所同士での連携強化ができていない。他市から浜松への児童相談所への情報提供が非常に遅いこともある。また、児童相談所と社会福祉課への通告先の区別が不明確なので、児童相談所と社会福祉課とで連携できないか。

児童相談所 通告先の区別として、一義的窓口は各区社会福祉課で、重篤な場合は児童相談所で対応する。しかし、児童相談所でも一義的なものでも受けるため、早く情報提供いただきたい。今後、何らかのフローを提示できればと思う。

齋藤委員 予防的な取組への提案である。母子健康手帳交付時にアンケートをとってハイリスクのチェックをするが、出産まで40週ある。出産時にハイリスクの度合いがアップする。そのため、妊婦健診の受診券を手帳交付時に1度に渡すのではなく、2~3回に分けて出している市町村もある。交付時に全て渡さず、例えば、中期中絶の前(出産するかどうかの判断をする時期)の前に残りを渡す等で再確認できるかと思う。

石黒委員 要保護ではない児童も、いつか要保護児童になるかもしれない。そのため、要保護児童か否かで判断ではなく、全児童を対象にするのがよいのではないか。そうすれば、児童相談所が訪問したからショックだったという思いも軽減されるのではないか。また、第2子以降の子育てが大変なので、支援を充実させてほしい。さらに、事例紹介であげられたケースにつき、対応策だけではなく、発生要因まで分析してもらいたい。

浅井委員 子どもたちの口の中から児童虐待の痕跡を発見し、1人でも救いたいという思いで、会員全員に周知していきたい。

澤井委員 接触の機会は少ないが、薬物乱用の年齢等、ターゲットが重複する。今年、オレンジリボン運動の活動をした中で、強化していくと市民に近い存在としてゲートキーパーになれる感触がある。来年度も、市民啓発としてイベントでPRしていきたい。

松本委員 ケース検討につき、事業所と連絡会を開催し、ケース検討を行う気運は高まった。しかし、連絡調整が大変なため、その方法は整備する必要がある。

議事終了

会長 本日は、それぞれの立場から、子どもや子育て家庭を支援してもらっているが、当協議会の目的である「子どもの最善の利益」を確保していくためには、より広く複数の視点で関わりをもっていくことが重要であると思う。調整機関である子育て支援課及び各区役所においては、引き続き要保護児童等への適切な支援が図れるための連携が行われるよう、関係機関との調整をすすめていただきたい。また、各機関も引き続き協力願う。

なお、今年度末をもち、専門委員の2年間の任期が満了となる。これまでの委員の尽力に感謝を申し上げるとともに、次年度以降の委員の選出につき、引き続き、各機関に依頼させていただく。今後についても、協力をお願いしたい。

委員の協力に感謝し、本日の議事は終了となる。進行を事務局へ返す。

5 閉会

事務局 本日は貴重な意見をいただき、感謝する。

機関の代表である委員においては、本日の内容を所属員に伝え願う。今後、実務担当者にも代表者会議での意見を伝え、虐待防止や支援・保護が適切に行われるよう、調整を図っていく。

また、先ほど会長から伝えたとおり、今年度末をもって、各委員の任期は満了となる。次年度以降の後任委員の選出につき、今後、各機関に依頼させていただくため、引き続き協力願う。

それでは以上をもち、平成28年度浜松市要保護児童対策地域協議会第2回代表者会議を閉会する。本日は、ありがとうございました。

以上。